

## 平川市新型コロナウイルス対策本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関し、情報の共有化を図り、感染予防対策等を迅速かつ的確に実施するために設置する平川市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び会議の開催について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 対策本部は、新型コロナウイルス感染症の流行が、市民の健康と社会生活に重大な影響を及ぼす恐れがある場合などで、市長が必要と認めるときに設置する。

### (所掌事務)

第3条 対策本部は、新型コロナウイルス感染症に関する次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 情報の収集及び分析に関する事項
- (2) 市民への情報提供及び周知に関する事項
- (3) 感染予防及びまん延防止対策等に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (組織)

第4条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、議長を務めるものとする。

- 2 本部長は必要と認めるときは、本部員以外の者を対策本部の会議へ出席させることができる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室が行う。

### (廃止)

第7条 新型コロナウイルス感染症の流行が、市民の健康と社会生活に重大な影響を及ぼす恐れがなくなると市長が判断したときは、対策本部を廃止する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(その他)

第9条 新型コロナウイルス感染症について、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、本要綱に基づく対策本部は、特措法、平川市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年平川市条例第3号）及び平川市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく平川市新型インフルエンザ等対策本部に移行するものとする。

附 則

この告示は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
	総務部長
	財政部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	経済部長
	建設部長
	議会事務局長
	教育委員会事務局長
	平川診療所事務長
	弘前地区消防事務組合 平川消防署長